

平成 29 年 11 月 30 日

受益者各位

岡山市北区丸の内一丁目 15 番 20 号
株式会社 中国銀行
代表取締役 宮長 雅人

「合同運用指定金銭信託」約款変更予定に関する公告

弊行で提供しております「ちゅうぎん遺言代用信託」および「ちゅうぎん後見制度支援信託」の約款を下記の通り変更致しますので、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第五条第一項に基づき、公告致します。

1. 変更の対象となる商品名称

「ちゅうぎん遺言代用信託」

「ちゅうぎん後見制度支援信託」(指定金銭信託約款)

2. 約款変更効力発生日

平成 30 年 1 月 1 日

3. 約款変更を行う理由

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」施行に伴い、休眠預金の取扱方法を明確化するため約款変更を行います。

4. 金融庁長官等の認可を受けた年月日

平成 29 年 11 月 29 日

5. 異議申立方法について

本件に対し異議のある受益者は、本公告掲載の翌日から 1 か月以内に、当行国内本支店窓口までお申し出ください。

かかる期間内に異議を述べた受益者は、変更後「ちゅうぎん遺言代用信託約款第 29 条第 4 項」「指定金銭信託約款第 21 条第 4 項」に従い本信託を終了させることができます(受益者が受託者に対して受益権の買取請求を行った場合にも、当該終了手続をもってこれに代えさせていただきます。)

	変更後	変更前
第 24 条	<p>(権利の消滅)</p> <p>(1) <u>受託者が当該信託財産を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下「休眠預金等活用法」といいます。)に係る「休眠預金等」として、休眠預金等移管金を預金保険機構に納付したときは、その権利は消滅し、受益者は預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。</u></p> <p>(2) <u>第 1 項の「休眠預金等」とは、当該信託財産に係る最終異動日等から 10 年を経過したものをいいます。</u></p> <p>(3) <u>休眠預金等活用法等の施行に伴う詳細については、第 24 条の 2 から第 24 条の 4 によります。</u></p> <p>(4) <u>なお、「休眠預金等活用法」に係る「休眠預金等」に該当せず、第 15 条および第 19 条の規定による信託財産の交付ができない場合において、受益者が信託終了日の後 10 年間受託者にその権利を行使しないときは、その権利は消滅し、当該信託財産は受託者に帰属するものとします。</u></p>	<p>(権利の消滅)</p> <p>(新設)</p> <p>受託者がその責に帰すべからざる事由に基づき第 15 条および第 19 条の規定による信託財産の交付ができない場合において、受益者が信託終了日の後 10 年間受託者にその権利を行使しないときは、その権利は消滅し、当該信託財産は受託者に帰属するものとします。</p>
第 24 条の 2	<p>(休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p><u>受託者は、この信託財産について、以下の事由を休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取扱います。</u></p> <p>(1) <u>一部解約 (委託者のご同意を得て受益者からお申し出があり、受託者でこれを認めた場合に限り。) 信託金の追加、その他の事由により信託財産の額に異動があったこと (受託者からの収益金の分配に係るものを除きます。)</u></p> <p>(2) <u>受益者から、この信託財産について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと (この信託財産が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告 (以下「公告」といいます。) の対象となっている場合に限り。)</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>公告の対象となる信託財産であるかの該当性</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>受益者が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</u></p> <p>(3) <u>受益者からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと</u></p> <p>(4) <u>受益者が次に掲げる情報の全部または一部を受領したこと</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>受託者名称およびこの信託財産を取扱う店舗の名称</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>この信託財産の種別</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>口座番号その他信託財産の特定に必要な事項</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>この信託財産の受益者の氏名または名称</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>この信託財産の元本の額</u></p>	<p>(新設)</p>

<p>第 24 条の 3</p>	<p><u>(休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</u></p> <p>(1) <u>この信託財産について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</u></p> <p><u>第 24 条の 2 に掲げる異動が最後にあった日</u> <u>将来における信託財産に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、信託財産に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</u> <u>受託者が受益者に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が受益者に到達した場合または当該通知を發した日から 1 か月を経過した場合 (1 か月を経過する日または受託者があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで) に通知が受益者の意思によらないで返送されたときを除く。) に限ります。</u></p> <p>(2) <u>第 1 項第 2 号において、将来における信託財産に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、信託財産に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</u></p> <p><u>信託期間の末日</u> <u>法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この信託財産について支払が停止されたこと、また当該支払停止が解除された日</u> <u>この信託財産について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分 (その例による処分を含みます。) の対象となったこと、また当該手続が終了した日</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第 24 条の 4</p>	<p><u>(休眠預金等代替金の支払に係る申し出の委任)</u></p> <p>(1) <u>この信託財産について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの信託財産に係る債権は消滅し、受益者は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</u></p> <p>(2) <u>前項の場合、受益者は、受託者を通じてこの信託財産に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、受託者が承諾したときは、受益者は、受託者に対して有していた信託財産に係る債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</u></p> <p>(3) <u>受益者は、第 1 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 7 条第 2 項による申し出および支払の請求をすることについて、あらかじめ受託者に委任します。</u></p> <p><u>この信託財産に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分 (その例による処分を含みます。) が行われたこと</u> <u>この信託財産に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと</u></p>	

(4) 受託者は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、受益者に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

受託者がこの信託財産に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

前項にもとづく取扱いを行う場合には、受益者が受託者に対して有していた信託財産に係る債権を取得する方法によって支払うこと

(5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの信託財産に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解約をした場合であっても存続するものとします。

(新設)

	変更後	変更前
第 19 条	<p>(権利の消滅)</p> <p>(1) <u>受託者が当該信託財産を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下「休眠預金等活用法」といいます。)に係る「休眠預金等」として、休眠預金等移管金を預金保険機構に納付したときは、その権利は消滅し、受益者は預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。</u></p> <p>(2) <u>第 1 項の「休眠預金等」とは、当該信託財産に係る最終異動日等から 10 年を経過したものをいいます。</u></p> <p>(3) <u>休眠預金等活用法等の施行に伴う詳細については、第 19 条の 2 から第 19 条の 4 によります。</u></p> <p>(4) <u>なお、「休眠預金等活用法」に係る「休眠預金等」に該当せず、第 12 条および第 15 条の規定による信託財産の交付ができない場合において、受益者が信託終了日の後 10 年間受託者にその権利を行使しないときは、その権利は消滅し、当該信託財産は受託者に帰属するものとします。</u></p>	<p>(権利の消滅)</p> <p>(新設)</p> <p>受託者がその責に帰すべからざる事由に基づき第 12 条および第 15 条の規定による信託財産の交付ができない場合において、受益者が信託終了日の後 10 年間受託者にその権利を行使しないときは、その権利は消滅し、当該信託財産は受託者に帰属するものとします。</p>
第 19 条の 2	<p>(休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p><u>受託者は、この信託財産について、以下の事由を休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取扱います。</u></p> <p>(1) <u>一部解約 (委託者のご同意を得て受益者からお申し出があり、受託者でこれを認めた場合に限り。) 信託金の追加、その他の事由により信託財産の額に異動があったこと (受託者からの収益金の分配に係るものを除きます。)</u></p> <p>(2) <u>受益者から、この信託財産について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと (この信託財産が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告 (以下「公告」といいます。) の対象となっている場合に限り。)</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>公告の対象となる信託財産であるかの該当性</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>受益者が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</u></p> <p>(3) <u>受益者からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと</u></p> <p>(4) <u>受益者が次に掲げる情報の全部または一部を受領したこと</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>受託者名称およびこの信託財産を取扱う店舗の名称</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>この信託財産の種別</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>口座番号その他信託財産の特定に必要な事項</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>この信託財産の受益者の氏名または名称</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>この信託財産の元本の額</u></p>	<p>(新設)</p>

<p>第 19 条の 3</p>	<p><u>(休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</u></p> <p>(1) <u>この信託財産について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</u></p> <p><u>第 19 条の 2 に掲げる異動が最後にあった日</u> <u>将来における信託財産に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、信託財産に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</u> <u>受託者が受益者に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が受益者に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合(1 か月を経過する日または受託者があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで)に通知が受益者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限り、</u></p> <p>(2) <u>第 1 項第 2 号において、将来における信託財産に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、信託財産に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</u></p> <p><u>信託期間の末日</u> <u>法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この信託財産について支払が停止されたこと、また当該支払停止が解除された日</u> <u>この信託財産について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと、また当該手続が終了した日</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第 19 条の 4</p>	<p><u>(休眠預金等代替金の支払に係る申し出の委任)</u></p> <p>(1) <u>この信託財産について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの信託財産に係る債権は消滅し、受益者は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</u></p> <p>(2) <u>前項の場合、受益者は、受託者を通じてこの信託財産に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、受託者が承諾したときは、受益者は、受託者に対して有していた信託財産に係る債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</u></p> <p>(3) <u>受益者は、第 1 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 7 条第 2 項による申し出および支払の請求をすることについて、あらかじめ受託者に委任します。</u></p> <p><u>この信託財産に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと</u> <u>この信託財産に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと</u></p>	

(4) 受託者は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、受益者に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

受託者がこの信託財産に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

前項にもとづく取扱いを行う場合には、受益者が受託者に対して有していた信託財産に係る債権を取得する方法によって支払うこと

(5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの信託財産に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解約をした場合であっても存続するものとします。

(新設)